

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 18 年島根県条例第 42 号）第 15 条の規定に基づき、学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針を次のように定める。

平成 18 年 12 月 28 日

島 根 県 知 事 澄 田 信 義
島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光
島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年島根県条例第42号）第15条の規定に基づき、学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関し、県民が一致団結して安定的・継続的に子どもを守る体制等を整備するために必要な方策等を示すことにより、学校等及び通学路等における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校設置者等」という。）、保護者、地域住民等に対して、子どもの安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令及び関係省庁からの通知等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(注1)「子ども」とは、
乳幼児、児童及び生徒をいう。

(注2)「学校等」とは、
小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園、専修学校の高等課程、保育所等の児童福祉施設その他これらに類するものをいう。

(注3)「通学路等」とは、
子どもが通学又は通園の際に利用する道路、広場等をいう。

第2 具体的方策等

1 学校等における子どもの安全確保

学校設置者等は、子どもの安全を確保するため、学校等の職員（以下「教職員等」という。）の危機管理意識の高揚を図り、学校等として組織的な対応に努めるとともに、保護者、地域住民及び警察署その他関係機関・団体等と連携して、次のような取組の実施に努めるものとする。

(1) 教職員等の危機管理意識の高揚と学校等における体制の整備

- ① 学校等における安全対策を推進するための会議等の開催
- ② 子どもの安全確保についての教職員等の研修及び緊急時に備えた防犯訓練の実施
- ③ 子どもの安全確保に関する危機管理マニュアルの策定・見直し

(2) 不審者に対する侵入防止対策

- ① 学校等の敷地内への不審者の侵入防止
 - ア 門・扉で囲まれている学校等においては、原則として門は施錠することとし、登下校時には、出入口を限定して開扉するものとする。
 - イ 出入口を開扉している間は、教職員等又は学校安全ボランティア（以下「スクールガード」という。）等に立ち会いを指示又は要請し、子どもの安全の確保に努めるものとする。
 - ウ 必要に応じてボランティア等の協力を得ながら、周辺を適宜パトロールするよう努めるものとする（その旨を明示して行う）。
 - エ 不審者の侵入の禁止や当該表示に違反した場合は断固たる措置をとる旨の立て札、看板等を設置するよう努めるものとする。
 - オ 必要に応じて防犯カメラ等の防犯設備の設置を検討するものとし、防犯カメラを設置している学校等においては、モニターを常時チェックできる体制の整備に努めるものとする。
 - カ 防犯カメラを設置する場合には、録画機能を有するものを使用するとともに、管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準を定めること並びに防犯カメラが設置されていることを設置区域内に明示することなどにより、プライバシーの保護に努めるものとする。
- ② 学校等の敷地内での不審者の発見・排除及び建物内侵入の防止
 - ア 門から来訪者用入口及び受付までの動線を案内板等により明示するよう努めるものとする。
 - イ 当該動線については、見通しがよく、子どもが活動するスペースと峻別して設定するよう努めるものとする。
 - ウ 必要に応じてスクールガードの協力を得ながら、敷地内を適宜パトロールするよう努めるものとする（その旨を明示して行う）。
 - エ 来訪者に対する受付名簿への記入及び来訪者証等の着用要請、来訪者に対するあいさつ、声かけによる用件の確認等の習慣化等に努め

るものとする。

オ 原則として、来訪者の出入り口は1箇所とし、その他の出入口は閉鎖するものとする。(ただし、非常時の避難等にも配慮すること)。

カ 来訪者応接スペースは、なるべく受付近くに設けることとし、このスペースで対応するものとする。また、来訪理由が不明確な来訪者に対しては、複数の教職員等により対応するものとする。

③ 学校等の敷地内への不審者の侵入に備えた用具や施設・設備の点検整備

ア 不審者の侵入を防止し、あるいは不審者の侵入などの緊急事態に適切に対応するという観点から、教室、職員室、保育室、駐輪場等の配置等の見直しを行うとともに、子どもへの被害を未然に防ぐために、次のような用具等の点検・整備に努めるものとする。

(ア) さすまた、盾、催涙スプレー等、身の安全を守るための用具

(イ) 門扉、フェンス、外灯、窓、施設出入口、施錠整備等

(ウ) 死角の原因となる植栽等の障害物等

(エ) 避難の妨げとなる障害物等

(オ) 防犯警備装置(警報ベル、ブザー等)、防犯カメラ等の防犯設備

イ これらの備えが有事の際に有効に機能するよう、適宜警察署等の協力を得ながら、定期的に実践的な防犯訓練を実施するものとする。

2 通学路等における子どもの安全確保

学校設置者等、保護者、地域住民等は、相互に連携を図りながら、通学路等における誘拐、連れ去り等の犯罪から子どもの安全を確保するために次のような取組の実施に努めるものとする。

(1) 通学路等の安全点検と要注意箇所の周知等の徹底

① 安全な通学路等の設定と定期点検

ア 学校設置者等は、必要に応じてスクールガード、保護者、地域住民、警察官等の協力や助言を得ながら実地調査し、協議・検討した上で、防犯の観点や交通事情及び子どもの参加等にも配慮して、安全な通学路等を設定するものとする。

イ 学校設置者等は、通学路等周辺の状況は変化することから、通学路等設定時に準じて定期的に点検を実施するとともに、子どもの安全確保上好ましくない状況が発見された場合は、関係機関とも連携を図り環境整備を行い、あるいは、設定の見直しを行うものとする。

② 要注意箇所、避難場所等の把握と周知徹底(情報の共有化)

ア 学校設置者等、保護者、地域住民等は、把握された要注意箇所や子ども110番の家等の避難場所の情報等を、「通学路安全マップ」

の作成や配布を通して、PTA、スクールガード、交番・駐在所及び自治会等との情報の共有化に努めるものとする。

イ 「通学路安全マップ」の作成に際しては、地域住民、スクールガード等の協力や子どもの参加にも配慮するものとする。

(2) 登下校時の子どもの安全確保

① 安全な登下校のあり方の検討・実施

ア 学校設置者等は、「子どもを一人にさせない」ことを基本とし、学校行事や遅刻・早退等に伴う登下校時間の変更や、夏期と冬期の日没時間の違い等にもきめ細かく配慮し、適宜保護者や地域の協力を得ながら、安全な登下校のあり方を検討し、実施するものとする。

イ 特に小学校低学年児童の登下校対策については、例えば上級学年児童との集団下校、大人による同伴又は出迎え、車両送迎、一時預かり等、それぞれの学校等が置かれている状況に応じて、一層の配慮を払うものとする。

② 子どもの登下校を地域全体で見守る体制の整備

学校設置者等は、子どもの安全確保に関し、できるだけ多くの人々の参加・協力を得て、地域全体で、次に示すような子どもの安全確保のための体制の整備に努めるものとする。

ア ボランティアや地域住民の協力を得て、「あいさつ」や「声かけ」を行い、子どもの登下校を見守るものとする。

イ 看板の設置、ポスターの掲出、有線放送の活用等により、子どもの安全確保に関し、地域を挙げて取り組んでいる雰囲気醸成するよう努めるものとする。

ウ 通学路等の安全パトロールを実施する。その際、防犯気運の高揚や犯罪抑止効果等を念頭に置き、腕章、ユニフォーム、ステッカー等の有効活用等についても配慮するものとする。

③ 登下校のルート及び時間等に関する警察との情報共有

ア 学校設置者等は、子どもの登下校のルート及び時間並びに不審者に関する情報等について、随時、最寄りの交番や駐在所、地元の警察署等にも連絡することとし、必要に応じて、登下校時に合わせたパトロールなどについても協力を要請するものとする。

イ 警察は、上記の協力要請があった場合、可能な限りこれに応ずるとともに、地域における子どもが被害者となる事案の発生状況や犯罪行為の手口及びその対応策等について、教育委員会や学校等との密接な情報交換に努めるものとする。

3 緊急時の対策等

学校設置者等、保護者、地域住民等は、学校等及び通学路等において子どもに対する犯罪被害が差し迫っている場合に実効性が確保されるよう、次に示すような事項に留意して安全対策の検討や防犯訓練等の実施に努めるものとする。

(1) 速やかな伝達システムの確立

① 学校等

- ア 防犯ブザー、ホイッスル及び校内放送等を活用した速やかな伝達
- イ 電話による110番通報に加え、携帯電話等を利用した速やかな警察署への通報

② 通学路等

- ア 学校設置者等、保護者、地域住民等の連携に基づく速やかな警察署への通報
- イ 近隣学校等への緊急連絡

(2) 適切な避難・誘導の展開等

学校設置者等、保護者、地域住民等の連携による適切な避難場所への誘導並びに子どもの安全確保

(3) 実践的な防御・退避スキル等の習得

学校設置者等は、見知らぬ人、車の運転手等から道を尋ねられた場合の対応、立ち位置、大声の出し方などについて防犯訓練等を通して適切に指導するものとする。

4 子どもに対する安全教育の充実等

学校設置者等は、保護者、地域住民等と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないよう、あるいは、危険な状況から逃れられるようにするため、ロールプレイングなど参加体験型の手法を取り入れるなどして、様々な機会を通じて実践的な危険予測能力や危険回避能力等を身に付けさせるとともに、生涯にわたり自らが犯罪を起こすことのないよう、次のような取組に努めるものとする。

(1) 学校等における安全教育

① 正義感の涵養と社会規範や人の命の尊さを学ぶ教育の実施

- ア 道徳教育をはじめとする「心の教育」の充実
- イ いかなる犯罪行為にもくみしないという態度の育成

② 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処法等の指導

- ア 通学路安全マップの作成過程への参加による効果的学習の推進

- イ 危険箇所や危険な状況を察知し適切に対応する能力の涵養
- ウ 「子ども110番の家」等の緊急避難場所の周知
- エ 防犯器具（防犯ブザー等）の携行及び使用方法の習得
- オ 防犯教室等の活用

(2) 家庭及び地域における安全教育

- ① 子どもに対しては、幼児期から家庭等において適切な安全教育を行うとともに、善悪の判断能力（やって良いことと悪いことのけじめ）を育てるようにする。
- ② 子どもの自己防衛能力の強化による安全確保には自ずと限界があることを踏まえ、公民館等において成人を対象とした安全教育に関する講座を開くなど、生涯学習の観点からも、大人の危機管理意識の向上や地域社会自らが安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

5 関係機関・団体との連携体制の整備等

学校設置者等は、市町村域、学校の区域ごとに、学校等、保護者、地域住民及び警察署その他関係機関・団体が連携し、それぞれが共通認識を持って、子どもの安全確保対策を強力に推進するための体制を整備するものとする。

また、子どもの安全確保対策の実施に際しては、常に必要な情報が共有できるよう配慮するとともに、地域ぐるみでの対応が可能となるよう適切な役割分担や連携・協調に努めるものとする。

6 土日及び祝祭日等における子どもの安全確保

土日及び祝祭日、夏季休業等の長期休業期間（学校の休業日）や登下校以外の時間帯、学校や通学路以外の場所における子どもの安全確保については、保護者を第一義的な責任主体としながらも、通学路等における安全確保対策等に準じ、地域ぐるみで子どもを守り育てられるよう配慮するものとする。

第3 子どもの安全確保に関する取組と「地域に開かれた学校づくり」等との関連

子どもの安全確保等に関する取組は、「地域に開かれた学校づくり」という理念と相反するものではなく、むしろ、子どもを守り育てようとする多くの県民の善意が一定のルールの下で学校に結集され、学校の安全・安心が確

保されることとなり、長期的には「地域に開かれた学校づくり」にも貢献するものであることに留意する必要がある。

また、地域の大人たちが、子どもを守り育てる取組を継続することにより、子ども自身が「自分たちは大切に守られている」ことを実感し、大人や社会への信頼感を強めることとなる。

附 則

この指針は、平成 18 年 12 月 28 日から施行する。

この指針は、平成 29 年 8 月 28 日から施行する。